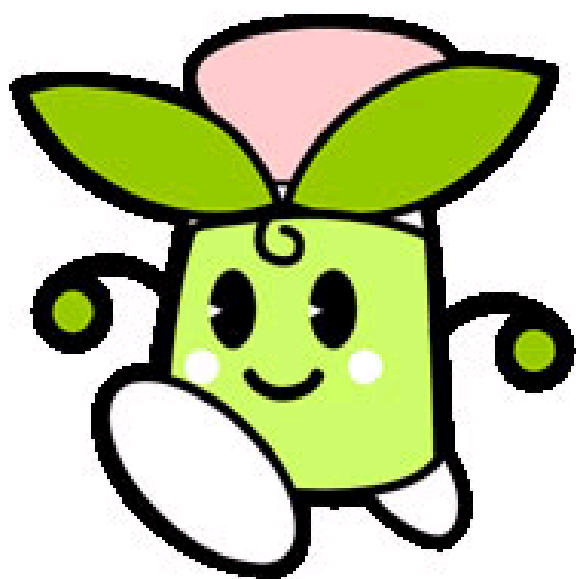


一般廃棄物処理事業概要

令和3年度版
(令和4年度作成)



生駒市環境保全課

目次

第1章	生駒市の概要	
第1節	生駒市の位置	1
第2節	生駒市の沿革	1
第3節	生駒市の変遷	2
第4節	人口及び世帯数	2
第2章	環境保全課の概要	
第1節	環境保全課の組織図	3
第2節	人員	3
第3節	環境保全課の事務分掌	4
第3章	予算・決算	
第1節	令和4年度清掃費予算額(当初)	5
第2節	令和3年度清掃費決算額	5
第3節	ごみ処理コスト	6
第4節	令和4年度収集運搬等委託契約状況	7
第4章	一般廃棄物処理基本計画	8
第5章	ごみ処理事業	
第1節	ごみ処理の現況	9
第2節	ごみの収集の概要	10
第3節	清掃リレーセンターの概要	14
第4節	清掃センターの概要	15
第6章	ごみ減量と再資源化対策	
第1節	ごみ減量等への取り組み	17
第2節	ごみ減量化施策	18
第7章	その他ごみ処理に関する事業	22
第8章	し尿処理事業	
第1節	し尿処理の概要	24
第2節	エコパーク21の概要	25

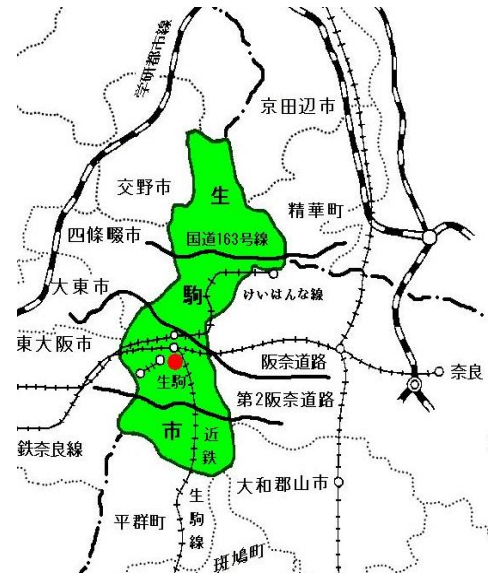
第1章 生駒市の概要

第1節 生駒市の位置

生駒市は近畿のほぼ中央に位置し、京都府の京田辺市・精華町、奈良県の奈良市・大和郡山市・斑鳩町・平群町、大阪府の東大阪市・大東市・四條畷市・交野市・枚方市に接している。

面積は 53.15k m²、市域は東西 8.0 km、南北 15.0 km の細長い形状をしており、西には主峰生駒山(642m)を中心とした生駒山地が南北に走り、東には矢田丘陵が南北に併走している。中央には竜田川が南流して、いわゆる「生駒谷」を形成する美しい自然環境の中にあるまちである。

大阪市中心部（大阪難波駅）、奈良市中心部（近鉄奈良駅）からはそれぞれ 20 km、12 km 程度の距離にあり、近鉄奈良線を利用してそれぞれ 21 分、15 分の所要時間で到達できる。



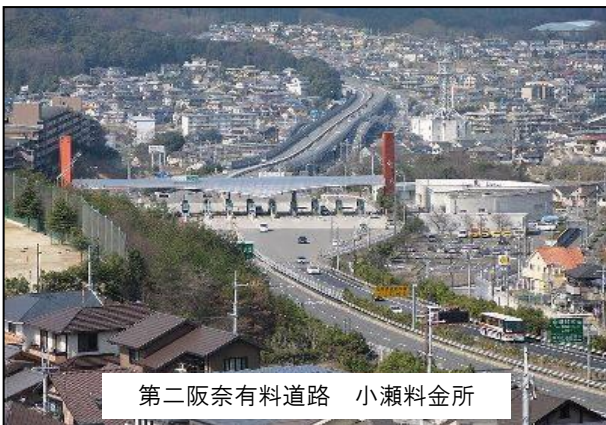
第2節 生駒市の沿革

生駒市は、明治 22 年の町村制施行時の 3 か村（南生駒村・北生駒村・北倭村）のうち、北生駒村が大正 10 年に町制(生駒町)をしき、昭和 30 年 3 月 10 日に南生駒村を、昭和 32 年 3 月 31 日に北倭村を合併。

その後、大都市大阪のドーナツ化現象により急激な人口増加が続き、都市的諸条件をも備え、昭和 46 年 11 月 1 日に人口 37,000 余人にして県下 9 番目の市となる。

平成 2 年に県内 3 番目の 10 万都市となり、平成 22 年末には 12 万人を超えた。近年は関西における「子育てしやすいまち」としての評価も高まっている。

しかし、わが国全体の人口が平成 20 年に減少に転じたことに伴い、本市においても平成 25 年 11 月の 121,350 人をピークに人口が減少に転じ、今後、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれている。このような人口構造の変化が想定されることから、大都市への通勤・通学者が多く住む「住宅都市」という基本的な方向性を受け継ぎながら、大都市に通勤・通学するという暮らしに加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし、生駒で住み・働く暮らしなど、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）に対応した都市へとまちづくりを進めることにより、「ベッドタウン」から脱却し、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを築いていくことをめざしている。



第二阪奈有料道路 小瀬料金所



近鉄けいはんな線 生駒駅

第3節 生駒市の変遷

(令和4年4月1日現在)

事 項	年 月 日	合併町村名	面積(k m ²)	総面積(k m ²)
北生駒村	明治22年4月1日	—	13.91	—
南生駒村			13.24	—
北倭村			25.43	—
生駒町制施行	大正10年2月11日	—	13.91	—
第一次編入合併	昭和30年3月10日	生駒郡南生駒村	13.24	27.15
第二次編入合併	昭和32年3月31日	生駒郡北倭村	25.43	52.58
生駒市制施行	昭和46年11月1日	—	—	52.58
国土地理院改訂値	平成元年11月10日	—	—	53.18
国土地理院改訂値	平成27年3月6日	—	—	53.15

第4節 人口及び世帯数

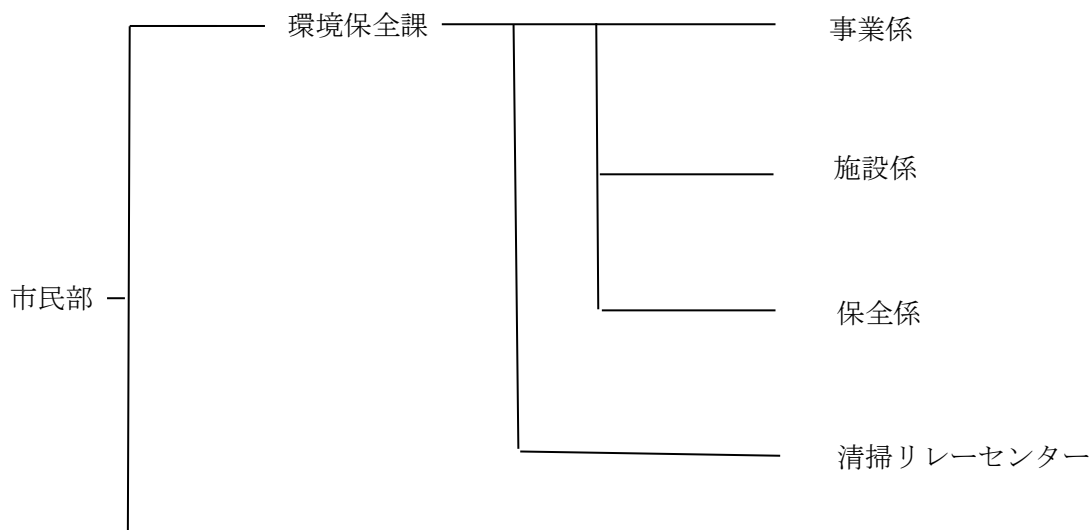
住民基本台帳・外国人登録を含む。(各年度4月1日現在)

年 度	人 口			世帯数	世帯当人員
	総 数	男	女		
平成22年度	119,690	57,346	62,344	46,167	2.59
平成23年度	120,134	57,465	62,669	46,782	2.57
平成24年度	120,959	57,749	63,210	47,549	2.54
平成25年度	121,031	57,723	63,308	47,965	2.52
平成26年度	121,185	57,736	63,449	48,477	2.50
平成27年度	120,893	57,586	63,307	48,784	2.48
平成28年度	120,835	57,602	63,233	49,184	2.46
平成29年度	120,741	57,492	63,249	49,672	2.43
平成30年度	120,336	57,266	63,070	49,974	2.41
令和元年度	119,795	56,960	62,835	50,171	2.39
令和2年度	119,281	56,730	62,551	50,538	2.36
令和3年度	118,621	56,377	62,244	50,874	2.33
令和4年度	118,139	56,071	62,068	51,156	2.31

第2章 環境保全課の概要

第1節 環境保全課の組織図

(令和4年4月1日現在)



第2節 人 員

(令和4年4月1日現在)

市民部	部長	1名	計 1名
環境保全課	課長	1名	計 15名
	課長補佐	2名	
	係長・主査	4名	
	係員	8名	
清掃リレーセンター	所長	1名	計 9名 (再任用職員含む)
	係長・主査	2名	
	技能職員	6名	

第3節 環境保全課の事務分掌

【事業係】

一般廃棄物事業の総合計画・一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定・一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定・ごみ減量化の促進・清掃リレーセンターの調整に関すること。

一般廃棄物処理の委託(清掃リレーセンターに係るものを除く)・一般廃棄物の収集、運搬体制等・一般廃棄物処理の委託業者の指導監督・一般廃棄物処理業の許可及び指導監督・一般廃棄物の再生利用指定・一般廃棄物の処理手数料(清掃リレーセンターに係るものを除く)・一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究・一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導・資源回収の実施団体の育成指導・清掃思想の普及向上・し尿くみ取り申請の受付に関すること。

【施設係】

清掃センター及びエコパーク 21・ごみの焼却処理・し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。

【保全係】

自然環境及び生物の多様性の保全に係る企画調整・公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発・公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整・竜田川流域生活排水対策連絡協議会・環境保全に関する協定書の締結・環境美化の推進・屋外広告物の簡易除去・墓地等の経営の許可等・市営火葬場・埋火葬の許可(市民課の届出に係るものを除く)・防犯灯及び街路灯・愛がん動物の適正管理・狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による犬の登録等・犬、猫等の死体処理及び手数料・そ族、昆虫等の駆除の指導・学研高山地区環境保全対策委員会に関すること。

【清掃リレーセンター】

所管に係るごみの処理・ごみの処理手数料(環境保全課事業係に係るものを除く)・清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

アームロール車



第3章 予算・決算

第1節 令和4年度清掃費予算額（当初）

	項 目	予算額（千円）
歳入	ごみ処理手数料	309,449
	し尿処理手数料	13,873
	ペットボトル等売却収入	34,030
	汚泥処理負担金	61,617
	その他	3,694
	合 計	422,663

	項 目	予算額（千円）
歳出	清掃総務費	127,864
	ごみ処理費	877,975
	ごみ処理施設費	1,124,061
	し尿処理費	101,458
	し尿処理施設費	309,659
	合 計	2,541,017

第2節 令和3年度清掃費決算額

	項 目	決算額（千円）
歳入	ごみ処理手数料	296,512
	し尿処理手数料	14,451
	ペットボトル等売払収入	46,010
	汚泥処理負担金	37,711
	その他	2,749
	合 計	397,433

	項 目	決算額（千円）
歳出	清掃総務費	119,271
	ごみ処理費	863,779
	ごみ処理施設費	857,438
	し尿処理費	101,094
	し尿処理施設費	284,727
	合 計	2,226,309

第3節 ごみ処理コスト

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
処理経費	収集運搬・処理委託料、補助金、人件費等(円) ※1	969,633,716	990,449,351	996,458,028	980,545,496	983,050,284
	ごみ排出量(t)	33,292	33,420	33,779	33,603	33,796
	1 t あたりの経費(円)	29,126	29,636	29,498	29,180	29,088
中継経費	経費(円)	121,535,779	119,627,575	113,078,637	117,489,355	114,170,704
	中継ごみ量(t)	3,223	3,360	3,669	3,630	3,372
	1 t あたりの経費(円)	37,709	35,603	30,820	32,366	33,858
焼却経費	経費(円)	685,960,857	687,339,316	702,537,330	711,345,377	717,125,749
	焼却ごみ量(t)	30,313	31,033	31,131	31,386	32,312
	1 t あたりの経費(円)	22,629	22,149	22,567	22,664	22,194
総経費(円)		1,777,130,352	1,797,416,242	1,812,073,995	1,809,380,228	1,814,346,737
歳入 (ごみ処理手数料等)		310,333,310	319,812,782	334,412,219	317,900,472	345,270,967
歳出 (総経費－歳入)		1,466,797,042	1,477,603,460	1,477,661,776	1,491,479,756	1,469,138,770
ごみ発生量(t) (集団資源回収含む)		36,957	36,851	37,055	36,373	36,444
1 t あたりの総経費(円) ※2		39,689	40,097	39,875	41,005	40,312
ごみ排出量(t)	家庭系	24,292	24,524	24,757	25,344	24,947
	事業系	9,000	8,896	9,022	8,259	8,849
	合計	33,292	33,420	33,779	33,603	33,796
1日あたりの排出量(t)		91.2	91.6	92.5	92.1	92.6
1人1日あたりの排出量(g)		758	764	776	776	784
備 考		H27.4 から家庭系ごみ有料化				

※1 処理経費には集団資源回収の補助金を含む。

※2 $1\text{ t あたりの総経費} = \text{歳出(総経費 - 歳入)} / \text{ごみ発生量(集団資源回収含む)}$

第4節 令和4年度収集運搬等委託契約状況

件名	契約手法	契約日	業務期間		契約金額(税込)	
			自	至	金額	令和4年度
可燃物収集運搬及びまごころ収集業務	随契(注)	H30.1.11	H30.4.1	R5.3.31	2,026,476,370円	407,518,100円
プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務	随契(注)	H30.1.11	H30.4.1	R5.3.31	収集運搬 381,226,180円	76,663,400円
					中間処理 48,000円/t	58,080,000円
大型ごみ・燃えないごみ収集運搬及び中間処理業務	随契(注)	H30.1.11	H30.4.1	R5.3.31	377,613,792円	75,936,960円
資源物等収集運搬及び中間処理業務	随契(注)	H30.1.11	H30.4.1	R5.3.31	732,397,992円	147,282,960円
し尿収集及び運搬業務	随契	R4.4.1	R4.4.1	R5.3.31	100,100,000円	100,100,000円

※ 契約手法のうち随契(注)は、公募型プロポーザル方式により業者選定

※ 契約金額のうち「金額」については、消費税が平成30年度は8%。令和元年10月からは10%。

第4章 一般廃棄物処理基本計画

1. 策定根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定（「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（「一般廃棄物処理計画」）を定めなければならない。」）。

2. 本市計画

①名称 生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

②策定 令和3年（2021年）6月

③計画目標年度

令和3年度（2021年度）を初年度とし、10年後の令和12年度（2030年度）を最終目標年度とする。

計画の目標年度

令和3年度 (2021) 初年度	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030) 最終目標
← 計画期間 →									

3. 基本理念

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

4. 基本方針

①すべての市民が取り組みやすい5Rの実践

②環境問題全体に配慮した行動の推進

③事業系ごみの減量・資源化の強化

④地域コミュニティの活用

5. 基本施策

①ごみを出さない行動の推進

②分かりやすい情報提供と環境教育の実施

③食品ロスの削減

④バイオマスの資源化

⑤安心・安全なごみ処理体制の構築

⑥事業系ごみの減量に向けた取り組み

⑦事業系ごみの資源化の促進

⑧複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化

⑨すべての市民が暮らしやすいまちづくり

6. PDCAサイクルによる計画の進行管理

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行う。

7. 進捗状況の公表

本基本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、ホームページ等によって、市民に公表していく。

8. 計画の見直し

中間年となる5年間を経過する令和7年度を目処に見直しを行う。

第5章 ごみ処理事業

第1節 ごみ処理の現況

本市においては、昭和48年度から家庭ごみの分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ）を開始し、昭和59年度から有害ごみ・粗大ごみの収集も始め、平成8年度より資源ごみ（びん・缶、ペットボトルの2種類）をあわせて6種分別を開始。平成22年度には、燃える大型ごみの電話リクエスト収集、平成23年度からは、燃えないごみについても電話リクエスト収集を開始した。また、平成23年度からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始するとともに、業務の効率化を図るため、燃えるごみの収集ルートを変更した。また、平成27年4月には、家庭系ごみの有料化（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ）が開始された。燃えるごみについては、委託業者・許可業者による収集は清掃センターに搬入され、清掃リレーセンターに市民等によって持ち込まれたごみについては、アームロール車にて清掃センターに搬入し、焼却処理を行っている。

【収集・運搬関連】

年 度	実 施 過 程
昭和48年度	分別収集開始（可燃物・不燃物）
昭和59年度	有害ごみ・粗大ごみの収集開始
平成8年度	資源ごみ分別開始（びん・缶、ペットボトル）
平成22年度	燃える大型ごみの電話リクエスト収集開始
平成23年度	燃えないごみの電話リクエスト収集開始 プラスチック製容器包装分別開始 効率化のため全市を対象に可燃ごみの収集ルートを見直し 紙類、古着、くつ、かばんの行政回収をスタート
平成27年度	家庭系ごみ有料化（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ）

【処理関連】

年 度	実 施 過 程
昭和43年度	塵芥焼却場完成 30t/日 固定式バッチ炉
昭和48年度	集じん機設置
昭和49年度	再燃焼装置設置
平成3年度	清掃センター完成 110t×2 炉/日 全連続流動床式焼却炉
	清掃リレーセンター（破砕設備付）完成
平成14年度	清掃センターダイオキシン類排出削減恒久対策工事完成
平成21年度	清掃センター粗大ごみ破砕設備設置工事完了
平成23年度	清掃センターの運転管理を長期包括業務委託により10年間の契約締結

第2節 ごみの収集の概要

家庭から排出されるごみは、7種（燃えるごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、われもの、ペットボトル、大型ごみ・燃えないごみ、有害ごみ）に分別し、委託業者によって収集を行っている。燃えるごみ以外のごみについては、収集後に選別、圧縮、梱包等の中間処理を行い、その後、民間処理業者等により資源化している。

1. 燃えるごみ（週2回収集）（ステーション数 約4,400ヶ所）

家庭から出る生ごみや紙くず等の燃えるごみは、市内を（月・木）、（火・金）、（水・土）の3コースに分けて週2回ステーション方式で民間業者に委託し収集を行っている。

なお、平成23年10月より収集ルートの全市見直しに伴い、清掃リレーセンターに搬送していたごみを清掃センターに直送している。

2. プラスチック製容器包装（週1回収集）（ステーション数 約1,800ヶ所）

食料品や日用品を購入した時に使われているプラスチック製の「容器」や「包装」の収集。例えば、商品のカップ・袋、商品を包んでいるフィルム、レジ袋など。平成23年9月までは、モデル地区（西松ヶ丘・ひかりが丘自治会）で収集を実施。同年10月より全市収集を開始。収集したプラスチック製容器包装は、中間処理を行った後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしている。

【再資源化】

排出方法	中間処理	再資源化
プラマークを目印に排出	選別・圧縮・梱包	建築資材や各種プラスチック製品などに再生

3. びん・缶、われもの（月2回収集）（ステーション数 約1,800ヶ所）

【再資源化】

資源物	排出方法	中間処理	再資源化手法
びん	びん・缶をまとめて排出	色別に分別	カレット状に粉砕し、ガラスびんに再生
缶		アルミとスチールに分別	原材料として使用
われもの	陶磁器製品とガラス製品に分別	選別	食器の原材料や埋め立て材等に再生

4. ペットボトル（月2回収集）（ステーション数 約1,800ヶ所）

【再資源化】

排出方法	中間処理	再資源化
ラベル、キャップをはずし洗浄	選別・圧縮・梱包	選別・粉砕・洗浄し、フレーク状にした後、繊維に加工し、服等に再生

5. 大型ごみ・燃えないごみの電話リクエスト収集

平成 22 年 9 月末までは、燃える大型ごみは、年 3 回ステーション収集により実施。

大型のものや重いものをステーションまで運ぶのが大変なことや、収集間隔が約 4 ヶ月であったことから、申し込みによる戸別収集を切望される声が多く、平成 22 年 10 月から電話によるリクエスト収集を開始した。また、燃えないごみも、平成 23 年 4 月から電話リクエスト収集を開始した。

【電話リクエスト収集のメリット】

- ①電話申し込みによりその都度排出が可能
- ②玄関先まで収集にきてもらえる
- ③月に 1 回 10 点まで申し込みが可能

【申込条件】

- ① 1 ヶ月に 1 回
- ② 1 回の申し込みにつき 10 点（H23 年 4 月より 5 点から 8 点、H24 年 10 月より 10 点に）
- ③ 排出場所は原則、自宅前（収集車両が近づける場合）

6. 有害ごみ（乾電池、蛍光管等）（月 2 回収集）（ステーション数 約 1,800 ヶ所）

収集された乾電池、蛍光管はドラム缶に詰替え処理。業者に引き渡し。

7. ごみの分別収集量及び処理実績

(単位:t)

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
人口	118,139	118,621	119,281	119,795
世帯数	51,156	50,874	50,538	50,171
総発生量 (A)	36,444	36,373	37,055	36,851
集団資源回収 (B)	2,648	2,770	3,277	3,430
排出量	33,796	33,603	33,778	33,420
家庭系ごみ	24,947	25,344	24,757	24,524
可燃ごみ (収集)	18,244	18,608	18,254	18,233
粗大ごみ (収集) (可燃)	641	668	576	480
可燃ごみ収集時の古紙類	1,730	1,628	1,707	1,722
家庭 資源・不燃ごみ残渣 可燃 (推計)	171	178	188	191
粗大ごみ (収集) (不燃)	260	283	237	210
有害ごみ (不燃に含んでいない)	48	44	55	50
家庭 資源・不燃ごみ残渣 不燃 (推計)	159	137	135	189
家庭 資源ごみ (ビン・缶・ペットボトル・	2,280	2,340	2,225	2,210
拠点回収(陶磁器・インクカートリッジ・小型	49	44	49	47
家庭系 (個人リレー持込) (推計)	1,365	1,414	1,331	1,193
家庭可燃ごみ (センター直接)				
事業系ごみ	8,849	8,259	9,021	8,896
事業可燃ごみ (収集)	6,456	5,652	6,177	6,154
事業 資源・不燃ごみ残渣 可燃 (推計)	8	9	13	11
事業可燃ごみ (センター直接)	225	225	318	395
事業不燃ごみ (収集)	14	19	20	15
事業 資源・不燃ごみ残渣 不燃 (推計)	11	9	11	15
事業 資源ごみ (ビン・缶・ペットボトル・	128	129	145	140
事業系 (事業所リレー持込)	2,007	2,216	2,337	2,167
センター焼却量	32,312	31,386	31,131	31,033
焼却残渣埋立 (センター、ばいじん)	2,790	2,861	2,725	2,791
焼却残渣 (センター、大型金属屑)	93	104	95	75
残渣埋立 (リレーセンター) マツユキ				
残渣埋立 (リレーセンター) 三重	148	144	146	153
残渣埋立 (リレーセンター) フェニックス	76	89	84	126
資源ごみ (C)	4,970	4,891	4,907	4,887
資源化率 ((B) + (C)) / (A)	20.9%	21.1%	22.1%	22.6%
1人1日あたりごみ量 (家庭+事業)	783.8	776.1	775.8	764.3
1人1日あたりごみ量 (家庭)	578.5	585.4	568.6	560.9

※人口及び世帯数は属する年度の3月31日

8. 資源ごみの再資源化実績

(単位: kg)

年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
びん(無色)	327,680	353,280	350,420	338,280
びん(茶色)	189,120	193,160	203,900	208,760
びん(その他)	198,870	192,520	162,210	211,840
ペットボトル	288,740	273,930	255,272	262,854
スチール缶	142,706	165,670	165,556	138,619
アルミ缶	116,124	134,201	123,067	120,112
鉄	262,568	262,980	235,830	253,260
ダンボール(収集)	517,620	460,670	431,920	431,850
新聞紙(収集)	448,770	391,700	587,960	601,380
雑誌(収集)	198,570	446,330	417,180	401,070
ウエス(収集)	189,020	200,590	167,090	149,190
かばん(収集)	10,750	13,310	12,610	11,740
くつ(収集)	26,540	26,870	30,670	28,310
ミックスペーパー(収集)	338,790	88,080	59,920	98,100
プラ 全市収集 中間処理量	945,110	938,910	894,380	885,450
プラ排出時のごみ袋	13,600	18,990	17,230	19,070
エコパーク事業系生ごみ	434,540	406,980	447,000	422,610
リレー持込古紙	60,520	58,260	60,431	58,560
リレー持込陶磁器製食器				
リレー持込ガラス製食器				
有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	47,574	44,120	55,394	49,810
陶磁器拠点回収	7,963	4,691	13,093	14,599
ガラス製食器拠点回収	1,278	641	3,323	4,401
リユース市	0	0	600	563
陶磁器くずガラスくず	140,310	143,200	144,700	117,410
ガラスびん残渣	46,090	55,440	53,600	47,970
インクカートリッジ(拠点回収)	144	137	135	150
小型家電(拠点回収)	17,356	16,777	13,592	11,101
計	4,970,353	4,891,437	4,907,083	4,887,059

第3節 清掃リレーセンターの概要

本施設は清掃センターの整備に合わせ、ごみ収集運搬の効率性及び市民・事業者のごみ搬入の利便性を確保する観点からごみ中継施設として整備したが、平成24年4月から収集ごみは清掃センターへ直送となったため、現在は市民・事業者から持ち込まれたごみの受け入れを行っている。ごみは受入設備にて受け、ごみ圧縮設備にてコンテナに積み、アームロール車にて清掃センターへ搬送される。

1 建設概要			
(1)プラント工事	請負業者	新明和工業(株)関西支社	請負金額 585,040,000円
	工期	平成2年5月9日～平成3年3月15日	
(2)土木建築工事	請負業者	(株)森本組 奈良営業所	請負金額 553,110,000円
	工期	平成2年6月21日～平成3年3月15日	
2 施設概要			
(1)敷地面積	約10,000㎡		
(2)延床面積	1,970㎡		
(3)処理能力	120t/日		
(4)主要施設	①受入供給設備	搬入されたごみを受入れ貯留し、油圧機構により、ごみをコンパクト化へ円滑に供給する。ホッパ1基(約75m ³)	
		破碎設備1基(往復動式圧縮せん断破碎機 4.7t/日)	
	②ごみ圧縮設備	ホッパより供給されたごみを油圧機構により、コンテナへ詰め込み圧縮する。コンパクト1基(50t/H)、油圧ユニット1基	
	③搬出設備	コンテナ積替装置1基(コンベア式コンテナ5台設置型) コンパクトがコンテナにごみを詰め込む間、コンテナを搭載しておくとともに、接続しているコンテナが満量になったとき、空コンテナとの入替えを円滑に行う。	
	④コンテナストック台	4台 コンパクトにより満量にされたコンテナを搬出車にて積み出されるまでの間仮置きする。	
	⑤計量設備	トラックスケール1基(20t)	
⑥集じん・脱臭設備	集じん装置 1基(自動巻取型ロールフィルター方式)吸引空気中の粉じんを分離するもの。		
	脱臭塔 1基(乾式活性炭吸着塔型)吸引空気の臭気を脱臭するもの。活性炭(ヤシガラ破碎炭)使用。		
	散水装置 1基(高圧噴霧方式)		
(5)保有車両	アームロール車(10t) 3台 ダンプ 1台 ホイールローダー 1台 ミニショベル 1台 フォークリフト 2台 乗用車 1台 軽四ダンプ 1台		

第4節 清掃センターの概要

回転数制御付誘引送風機を採用し、省力化・省エネ化を図った流動床式焼却炉として平成3年3月に竣工した。燃焼ガスの余熱を回収し、白煙防止や生駒山麓公園施設への熱供給を行っている。国定公園内のため半地下式の施設として、煙突をはじめ建屋の美観にも十分留意し、環境と調和した施設としている。

また、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策工事に着手し、ろ過式集じん器、触媒反応塔などを整備して十分な排ガス対策を行うとともに、加熱脱塩素化処理装置により飛灰中のダイオキシン類をも削減し、より環境にやさしい施設として平成14年3月に生まれ変わった。

1 建設概要		
(1) 施設新設工事	請負業者	神鋼・大成 生駒市清掃センター建設工事共同企業体
	請負金額	3,749,000,000 円 土木造成工事費 494,000,000 円 建屋工事費 1,318,000,000 円 プラント工事費 1,937,000,000 円
	工 期	昭和 63 年 9 月 21 日～平成 3 年 3 月 15 日
(2) ダイオキシン類排出削減恒久対策工事	請負業者	(株)神戸製鋼所
	請負金額	2,596,650,000 円 排ガス対策工事 1,927,695,000 円 飛灰対策工事 668,955,000 円
	工 期	平成 12 年 9 月 20 日～平成 14 年 3 月 31 日
(3) 粗大ごみ破碎設備設置工事	請負業者	神鋼環境メンテナンス(株)
	請負金額	305,550,000 円
	工 期	平成 20 年 12 月 22 日～平成 22 年 3 月 31 日
2 施設概要		
(1) 敷地面積	48,023 m ²	
(2) 延床面積	6,994 m ²	
(3) 炉型式	全連続流動床式焼却炉	
(4) 処理能力	220 t / 24 時間 (110 t / 24 時間 × 2 炉)	
(5) 主要施設	①受入供給施設	ごみ計量機 1 基・ごみ投入扉 4 基 ごみピット 1 基(2,200 m ³)・ごみクレーン 2 基
	②燃焼設備	受入ホッパー 2 基・破碎設備 2 基 流動床式焼却炉 2 基・不燃物排出装置 2 基
	③燃焼ガス冷却・加熱設備	ガス冷却室 2 基(排ガス温度 約 900℃→450℃) 排ガス冷却用熱交換器 2 基(排ガス温度 約 190℃に調整)
	④排ガス処理設備	活性炭・消石灰吹込装置 2 基 ろ過式集じん器 2 基・触媒反応塔 2 基
	⑤余熱利用設備	余熱利用空気送風機(白煙防止兼用) 2 基 余熱利用空気加熱器 2 基・温水発生器 2 基
	⑥通風設備	押込送風機 2 基・煙突 2 基 誘引送風機(回転数制御) 2 基・空気余熱器 2 基

	⑦灰処理設備	加熱脱塩素化处理装置 1基・混練成形機 1基
	⑧灰出し設備	ダスト搬出装置一式・バンカー式・灰固化設備一式
	⑨可燃性粗大ごみ 破碎設備	堅型高速回転式破碎機 1基
	⑩その他の設備	臭気対策設備 給水設備…水道水を門前配水場よりポンプ圧送 排水設備…生駒市清掃センターは完全クロージドシステムを採用しており、施設で使用した水は施設外に排出せずに施設内で処理

第6章 ごみ減量と再資源化対策

第1節 ごみ減量等への取り組み

ごみ減量を行うために各種施策を推進し、市民のごみ減量意識の向上と排出ルール of 適正化、ごみのリデュース・リユース・リサイクルの一層の推進を図っている。

- 家庭用生ごみ処理容器等購入補助
- キューロ（生ごみ処理器）の普及啓発
- 集団資源回収に対する補助
- 市内食品スーパーでのレジ袋有料化
- 不用品交換コーナー
- 資源ごみの分別回収（ペットボトル、びん・缶・われもの）
- 陶磁器製食器リユース・リサイクル事業
- ガラス製食器リユース・リサイクル事業
- ガラスびん類再資源化
- ミックスペーパーのリサイクル
- 新聞・雑誌等の行政回収
- 一般廃棄物処理基本計画策定（ごみ半減プラン）
- プラスチック製容器包装分別収集
- ごみ半減トライアル計画
- 事業系ごみ処理手数料の値上げ・原則指定ごみ袋制
- 家庭系ごみ有料化（平成27年4月から）
- ごみ減量市民会議
- 小型家電回収BOXの設置
- フードドライブの推進

第2節 ごみ減量化施策

1. 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助

家庭からごみとして廃棄される生ごみの自己処理をすることにより、ごみの焼却量を削減するため、家庭用生ごみ処理容器等の購入費補助を行っている。

【補助金額 令和3年度】

	補助率	限度額	備考
非電動型（埋込式、密閉式、キエーロ）	3/4	75,000円	1世帯年間2個を限度とする
電動型（電力を使用するもの、機械式）	1/2	75,000円	1世帯5年間に1台を限度とする

※令和3年度末をもって電動式の購入補助を終了

【実績 補助件数】

年度	埋込式	密閉式	機械式	キエーロ	合計
平成30年度	16	1	24	1	42
令和元年度	9	7	29	0	45
令和2年度	19	6	50	1	76
令和3年度	15	8	75	0	98

2. 集団資源回収補助

集団資源回収補助金制度は、生活の中から排出される有価物を再資源化するために、集団回収を行う実践団体に対し補助金を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用等ごみ問題に関する意識向上を図り、生活環境保全に資することを目的に、回収実績に応じて1kg当たり4円を交付している。

【定義】

集団資源回収補助金の対象となる「資源」とは、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ウェス、かばん・くつ類とする。

【対象者】

集団資源回収を原則として月1回以上自主的に行う生駒市域内の自治会、老人会、婦人会、子ども会、育友会、PTA等の概ね10人以上で構成する団体。

【実績】

(単位：t、団体数・補助金額を除く)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新聞	2,089	1,907	1,764	1,426	1,336
雑誌	778	757	762	721	635
ダンボール	437	420	400	393	392
ウェス	286	279	290	201	224
牛乳パック	19	17	16	18	18
かばん・くつ	17	13	14	10	9
ミックスペーパー	39	37	31	32	33
合計	3,666	3,430	3,277	2,801	2,647
団体数	154	153	152	147	146
補助金額 (円)	14,663,668	13,721,436	13,108,400	12,569,855	10,590,020

3. レジ袋有料化

ごみの減量化及び循環型社会の推進のため、市内食品スーパー、環境基本計画推進会議（E C O - n e t 生駒）、市の3者で、食品レジでのレジ袋の無料配布を中止する協定を締結し、平成26年6月1日から実施している。

4. 不用品交換コーナー

ごみの減量化と家庭内の不用品の有効活用を図るため、「譲ります」「譲ってください」情報を市公式ホームページ等に掲載する不用品交換コーナーを平成 18 年 7 月 1 日から開設している。

【登録できる人】

市内に住む人に限る。営利を目的とした登録は不可。

【登録できるもの】

家具、電化製品、衣料品、ベビー用品、書籍、レジャー用品、日用品、その他一般家庭用品。ただし、食料品、医薬品、貴金属、金券、自動車、バイク、動植物、不動産のほか、市が不相当と認めるものは登録不可。

【登録件数及び登録期間】

登録できる件数は一人につき 5 点まで。登録期間は 6 ヶ月間。

【登録の更新及び抹消】

登録の更新及び抹消は、申し込みや交渉成立などの状況により、適宜行っている。

5. 陶磁器製及びガラス製食器リユース・リサイクル事業

平成 20 年 7 月から、環境負荷の低減と資源の有効活用を図るため、市と市民団体、事業者との協働事業として、家庭用陶磁器製食器のリユース・リサイクル事業を行っている。定期的に公共施設及びスーパーで不用な食器の回収を行うと同時に食器市を開催し、無料提供を行っている。リユースが困難な食器については、建築材料としてリサイクルしている。また、平成 22 年 7 月からはガラス製食器についても実施し、ごみ減量化の推進を図っている。

① 拠点回収

【拠点回収場所と回収日時（令和 3 年度）】

場 所	回 収 日 時
南コミュニティセンター (せせらぎ)	開館日 9 時～17 時
北コミュニティセンター (ISTA はばたき)	開館日 9 時～17 時

② 持ち込み（清掃リレーセンター）

平成 21 年 4 月から、清掃リレーセンターに持ち込みされる陶磁器製・ガラス製食器についてもリユース品とリサイクル品に選別し、ごみ減量化及び再資源化の推進を図っている。陶磁器製食器でリユース可能なものについては、もったいない食器市を開催し無料配布している。

③ もったいない食器市開催場所

令和 2 年度からスーパーでの食器回収及び食器市は終了し、公共施設での拠点回収、清掃リレーセンター内で自由に持ち帰りできる常設のリユースコーナー設置に変更した。

6. 持ち込みごみのリユース市での販売

清掃リレーセンターに持ち込みされたごみのうち、古陶器、小家具、おもちゃなどリユース可能なものを取り置き、環境フェスティバル等において「リユース市」を開催し市民に安価で販売することにより、資源の有効活用を図りごみの減量化を推進した。

7. 事業系ごみ処理手数料の値上げ・原則指定ごみ袋制

平成 24 年 10 月から、他市からのごみの流入の防止及び事業系ごみの減量化・資源化を図るため、事業系の一般廃棄物処理手数料を値上げし、徴収方法を原則指定袋に切り替えた。また、平成 25 年 7 月から 90ℓの可燃ごみ袋を追加した。

【事業系一般廃棄物処理手数料 一袋につき】

種 別	単位	旧料金	新料金	
指定袋	可燃ごみ	90ℓ	—	157 円
		70ℓ	70 円	121 円
		45ℓ	45 円	76 円
		30ℓ	30 円	51 円
	資源ごみ	70ℓ	55 円	89 円
		45ℓ	35 円	55 円
		30ℓ	25 円	37 円
重 量 制	10kg	50 円	100 円	

8. 家庭系ごみ有料化

家庭系ごみの減量化、資源化を図るため、「燃えるごみ」「大型ごみ」「燃えないごみ」を対象とした家庭系ごみの有料化を平成 27 年 4 月 1 日から開始した。

【一袋・一枚につき】

種別	単位	料金
指定ごみ袋	45ℓ	45 円
	30ℓ	30 円
	15ℓ	15 円
	7ℓ	7 円
大型ごみ処理券	1 点	300 円

9. ごみ減量市民会議

市民、事業者、行政の連携により、ごみ減量に向けた活動を実践し「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理計画（ごみ半減プラン）」に掲げる燃えるごみの半減目標を達成するために、平成 28 年 7 月 14 日に「生駒市ごみ減量市民会議」が発足した。

（期間：平成 28 年 7 月から令和元年 7 月末までだが、令和 3 年 3 月まで延長）

第7章 その他ごみ処理に関する事業

1. ごみ集積場設置整備補助事業

ごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の推進を図りながら公衆衛生の向上に資するとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため、平成8年度から自治会がごみ集積場の改修・新設等の整備を行うために要する経費に対し補助金を交付している。また、平成24年度からは、折りたたみ式などの集積かごについても補助の対象として、事業の充実を図っている。

- 交付対象 ごみ集積場の新設又は改修実施自治会
- 補助金 補助対象経費の1/2（千円未満切り捨て）※限度額 30万円
- 交付条件 10世帯以上の利用

【実績】

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	260	161	116	206	278	156
交付額（円）	3,205,000	2,124,000	1,656,000	2,374,000	3,651,000	2,342,000

2. まごころ収集（高齢者世帯等の戸別収集）

平成20年9月から、ごみ集積所までのごみ出しの負担の軽減を図るとともに、安否確認を行い在宅生活の支援を図るため、高齢者・障がい者世帯への戸別収集を実施している。

- 収集世帯 176世帯（令和3年3月末）
- 実施内容
 - ・ 収集頻度 週1回
 - ・ 収集品目 すべての分別対象ごみ
- 対象条件（条件1及び条件2のいずれかに該当）
 - ・ 条件1 65歳以上、要介護認定2程度以上、介護保険のホームヘルプサービスを利用
 - ・ 条件2 身体障がい者（難病患者含む）、知的障がい者、精神障がい者の各種福祉制度を受けている。ホームヘルプサービスを利用している。

【実績】

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収量(kg)	36,870	38,560	38,000	46,650	49,200	49,740
世帯数(3月末現在)	158	170	151	173	176	170

3. カラスネット貸与

カラス等によるごみ集積所の飛散防止の一環として、カラスネットを無償貸与している。貸与しているカラスネットは縦3m、横4m。

4. 各種看板貸与

ごみ集積所に設置する分別看板、不法投棄警告看板等を無償貸与している。

5. 不法投棄対策

不法投棄は都市美観を損ない、近隣の生活環境を著しく低下させることになる。このことから毎週1回のパトロールや市民の通報により現地回収にあたっている。また、不法投棄が多発する場所及び要望者に対し警告看板を貸与している。なお、平成27年度は、家庭系ごみ有料化の実施に伴い、不法投棄量の増加が見込まれたことから、パトロールを毎週2回実施した。

【実績】

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	331	365	498	477	584	680
回収量(kg)	8,470	8,479	10,040	9,230	10,946	12,246

第8章 し尿処理事業

第1節 し尿処理の概要

1. 現況

し尿くみ取りは、公共下水道の普及及び浄化槽の増加に伴い年々減少の傾向を示しているが、残存するくみ取り家庭は市内一円に散在しているため、単純に同業務の簡素化は望めず、作業の困難さは残っている。

【し尿くみ取り対象世帯 令和3年度】

全世帯数	くみ取り世帯数	残存率 (%)
51,156	703	1.37%

2. し尿収集及び運搬

し尿くみ取り式トイレ及び仮設トイレは、本市から委託された業者が収集、運搬を行っている。

収集は、定期収集を原則として月1回、月1回で足りないときは、月2回収集している。臨時収集に関しては随時行っている。当市で収集したし尿はエコパーク21に搬入され、浄化槽汚泥、生ごみと併せて処理される。

3. し尿くみ取りの申請と手数料

し尿くみ取りの定期収集を開始、中止及び変更する場合や臨時収集を行う場合は、環境保全課で申請を受け付けている。手数料は、定期収集、臨時収集、便槽種などにより次の区分に分けられている。

【手数料料金区分】（令和3年度）

区 分		便槽割（1基）	人頭割（1人）	従量制（18ℓ）
定 期	1回収集	普通便槽	261円	209円
		特殊便槽	628円	
	2回収集	普通便槽	732円	
		特殊便槽	1,100円	
共同住宅・事業所		261円	—	104円
臨 時	臨 時			

【くみ取り件数の推移】

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一 般 家 庭	普通便槽	200	193	200	182	170
	特殊便槽	471	457	471	438	420
	二回取り	90	92	90	95	103
	計	761	742	761	715	693
共同住宅		11	10	10	10	10
事業所		75	74	77	75	73
臨 時		99	91	104	101	107
合 計		971	936	933	901	883

第2節 エコパーク 21 の概要

生活から出るし尿や生活排水は、すべてが下水道によって処理されているわけではなく、これらの排水のうち、バキューム車で集められるし尿や浄化槽汚泥はエコパーク 21 に運びこまれている。エコパーク 21 で処理した水はこれまで川に放流していたが、平成 29 年 3 月 27 日に放流先を下水道へと切り替えている。そして放流先を切り替えた事に伴い、処理水の放流基準が変わったことから、処理設備の一部を停止させている。

残った汚泥は生ごみと混ぜて発酵させることでメタンガスが発生し、そのガスを使って電気や蒸気を作り出している。また、発酵を終えた汚泥は肥料として定期的に市民等に配布している。

1 建設概要		
(1) 施設新設工事	請負業者	三菱重工業(株)
	請負金額	3,480,750,000 円 (本体工事費)
	工 期	平成 10 年 3 月 20 日～平成 13 年 3 月 30 日
(2) 下水放流のための施設工事	請負業者	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株) 関西支店
	請負金額	1,263,600 円
	工 期	平成 29 年 2 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日
2 施設概要		
(1) 敷地面積	7,518 m ²	
(2) 建築面積	2,252 m ²	
(3) 処理能力	80KL/日 (し尿 10KL/日、浄化槽汚泥 70KL/日) 生ごみ 1.3t/日 (最大 2.6t/日)	
(4) 処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理のうち、膜分離装置及び活性炭吸着塔をバイパスし、放流先を下水道放流とする。	
	①受入貯留設備	細目スクリーン＋スクリュープレス (＋遠心濃縮機:浄化槽汚泥のみ)
	②汚泥処理設備	メタン発酵＋汚泥堆肥化
	③脱臭設備	高濃度臭気:生物脱臭 中濃度臭気:薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気:活性炭吸着
3 施設性能		
(1) 放流水質 (下水放流基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水温 45 度未満 ・ アンモニア性窒素 60 mg/ℓ以下 ・ 水質イオン濃度 5 以上 9 未満 ・ 生物化学的酸素要求量 100 mg/ℓ以下 ・ 浮遊物質 150 mg/ℓ以下 ・ ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量 5 mg/ℓ以下 ・ ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油類含有量 30 mg/ℓ以下 ・ 沃素消費量 220 mg/ℓ以下 ・ 窒素含有量 240 mg/ℓ以下 ・ リン含有量 32 mg/ℓ以下 	

【し尿処理実績 令和 3 年度】

(単位: kℓ)

総 量	し尿	浄化槽汚泥	平群町汚泥
25,348	3,741	18,689	2,918

エコパーク 21 では、平成 28 年 4 月から平群町汚泥の受け入れを開始している。